第５章　施策の展開

施策１　介護予防の充実

施策のねらい	➢ 中年層からの啓発と実践を含めて、フレイル予防から重度化防止まで途切れのない介護予防活動の普及を図ります。 ➢ 身近な地域における住民が主体となった介護予防活動を広げます。 ➢ 専門職の関与やデータの活用などによって、自立支援･重度化防止につながる効果的な介護予防を進めます。

〔取り組み内容〕

No.	施策の方向	実施指標	現状値（令元）	目標値（令５）
１－１	健康づくりの推進	運動習慣のある人の割合	40～64 歳 男：19.9% 女：19.5% 65 歳以上 男：35.8% 女：33.1% ※平成 30 年度実績	40～64 歳 男：25.0% 女：24.0% 65 歳以上 男：38.0% 女：35.0% ※令和６年度目標
１－２	一般介護予防事業の推進	各教室･講座への参加者数	延べ人数 1,066 人	延べ人数 1,500 人
１－３	要支援者等への介護予防サービスの提供	総合事業利用者数	延べ人数 1,140 人	延べ人数 1,500 人

新は新たに位置づけた事業、拡は内容を拡充する事業を表します。

〔成果指標〕

指標項目	現状値(令和元年度)	目標値(令和5年度)
要支援･要介護認定率(第1号被保険者)	16.7%	16.8%
75歳以上の要支援･要介護認定率	30%	30%
介護予防事業参加者[認定度]の維持･改善率(1年後)	69%	70%

事業名	事業内容
噛むCOME(カム)＋10（プラステン）推進事業 新	噛むことの効果を伝え、1口プラス10回カム運動の普及・啓発をします。
健康教育(健康ライブラリー)	図書館とのコラボ事業により、幅広い世代の住民に対し生活の質（QOL）の向上のための健康づくり運動の啓発をします。
健康相談･栄養相談	個別の相談対応により、一人ひとりの生活に合わせた健康行動を支援します。
スポーツを通じた心と身体の健康づくり事業	世代を越えスポーツを通じた心と身体の健康づくりを図るため、スポーツイベント等を実施します。
介護予防普及啓発事業	各集落に出向き、公民館等の身近な場所において教室を実施し、介護予防等を普及･啓発します。（例：悠々教室）
介護予防普及啓発事業(出前講座)	サロンや老人クラブ等への出前講座を実施し、介護予防等を普及･啓発します。
地域介護予防活動支援事業 拡	教室を開催し、地域における自主的な介護予防活動の推進役となる住民を育成するとともに、住民主体での介護予防活動を促進します。(例:かがやき教室･はつらつ教室)
健康地域づくり事業	地域の拠点での教室等実施し、居場所づくりや居場所での介護予防活動の展開につなげます。（例：健康元気もりもり教室）
Ａ型サービス事業(通所型･訪問型) 拡	要支援者等に対するＡ型サービス（基準緩和型）事業の見直しを図ります。
Ｂ型サービス事業(通所型･訪問型) 新	要支援者等に対するＢ型サービス(住民主体型)の提供に向けた検討を行います。
日常生活総合事業	総合事業実施事業所と連携し、効果的な介護予防についての検討、事業内容の見直しを行います。

〔取り組み内容〕

No.	施策の方向	実施指標	現状値(令元)	目標値(令5)	
１－４	効果的な介護予防事業の実施	介護予防プランの検証割合	21%/年	25%/年	➔ ➔ ➔ ➔

	事業名	事業内容
➔	要支援認定者追跡調査	要支援認定者の認定度の変化を取りまとめ、介護予防事業の効果の検証を行います。
➔	介護予防計画の見直し	計画者以外の職員が計画書を見直し、本人の状態等に合ったものであるか協議、検討します。
➔	自立支援型ケア会議 新	介護予防サービスのアセスメントを通じて効果的な自立支援につなげられるよう、専門職の参画を得ながら自立支援型ケア会議を開催します。
➔	保健事業と介護予防事業の一体的実施 新	データの共有や医療専門職によるコーディネートを通じて、国民健康保険および後期高齢者の保健事業と介護予防事業とを一体的に実施します。

施策２　認知症施策の推進

施策のねらい	➢ 国の「認知症施策推進大綱」を踏まえ、「予防」と「共生」に軸足を置いた認知症にかかる取り組みを推進します。 ➢ 認知症に対する理解･協力を得るため、地域、学校、企業等と連携した取り組みを進めます。 ➢ 認知症の予防、早期発見と初期支援の充実に向けて、専門機関等との連携を強化します。 ➢ 認知症の人を介護する家族の負担軽減に向けて､相談窓口の設置とともに、認知症カフェによる交流機会の充実を図ります。

〔取り組み内容〕

No.	施策の方向	実施指標	現状値(令元)	目標値(令5)
２－１	認知症理解の普及･啓発	認知症サポーター数	延べ人数 9,052 人	延べ人数 10,000 人
２－２	認知症にやさしい地域づくり	徘徊高齢者 年間登録数	１人	５人
２－３	認知症予防の推進	認知症予防を 取り入れた 介護予防事業数	２事業	４事業
２－４	認知症の早期発見･早期対応	認知症初期集中支援チーム活用件数	５件	10 件

〔成果指標〕

指標項目	現状値(令和元年度)	目標値(令和5年度)
認知症について知っている人の割合 〔介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果より〕	61.2%	75%

事業名	事業内容
認知症サポーター養成講座	小人数の集団も対象にし、住民向け講座を行います。企業向け講座に先駆けて町職員向けの講座を行います。
認知症キャラバン･メイト支援 拡	キャラバン･メイト連絡会における情報提供や交流、研修機会を充実させ、チームオレンジ等への拡充についても検討します。
「認知症啓発強調月間」等の啓発 拡	世界アルツハイマーデーのある9月を強調月間とし、本人発信を含めた各種啓発を実施します。
学校等における認知症の啓発 新	学校等と連携した啓発により、子ども･若者に対する認知症の理解を促します。
徘徊高齢者見守りネットワーク	徘徊高齢者の事前登録制度およびシールを普及するとともに、警察や協力企業と連携し、素早く発見できる態勢づくりを行います。
民間企業との協定	サポーター養成講座の受講や徘徊高齢者の捜索協力などにつなげるため、民間企業との協定を進めます。
介護予防事業における認知症予防の実施 新	各種介護予防事業において、認知症の発症･進行を予防する観点を取り入れた取り組みを進めます。
認知症予防につながる健康づくりの普及・啓発 新	啓発や介護予防事業において、中年期からの健康づくりが認知症予防にもつながることの周知を図ります。
認知症チェックリスト等の活用	75 歳到達時に認知症チェックリストを実施するほか、各種介護予防事業において簡易ツールを用いることにより早期発見に努めます。
認知症初期集中支援チーム	認知症初期集中支援チームを周知し、認知症の疑いがある人への早期介入を図るとともに、必要な支援へとつなげます。

〔取り組み内容〕

No.	施策の方向	実施指標	現状値(令元)	目標値(令5)	
２－５	認知症に合ったサービスの提供	認知症対応力向上研修等の事業所への啓発	―	100%	➔ ➔ ➔
２－６	認知症の人や家族･介護者への支援	認知症カフェ数	２カ所	４カ所 〔小学校区〕	➔ ➔ ➔
２－７	若年性認知症への対応	支援につなげた若年性認知症者数	２人	５人	➔ ➔ ➔ ➔

事業名	事業内容
認知症ケアパスの活用	認知症ケアパスを随時更新するとともに、認知症の人やその家族への活用を促します。
関係機関の連携強化 拡	湖東認知症疾患医療連携協議会を活用しつつ、認知症地域支援推進員による医療機関との連携強化を図り、必要な支援につなげる態勢づくりを行います。
認知症関係の研修の受講促進 新	介護サービス等における認知症対応力を向上させるため、研修の受講を促します。
認知症相談窓口の整備 拡	町内事業所の協力により、休日等でも相談できるなど、相談窓口の拡充を図ります。
認知症カフェ 拡	現在開設されているカフェの活性化とともに、新規開設を支援します。当事者の思いが発信できる場づくりを行います。
「チームオレンジ」の検討 新	認知症サポーターによる認知症の人と家族の生活面での支援等（チームオレンジ）について検討を行います。
若年性認知症の啓発の実施	広報やホームページ等を活用し、企業等に対する若年性認知症の理解を促します。
相談対応の充実	障害福祉担当と連携しながら、支援を行います。
医療機関との連携	介護認定に至らない若年認知症のケースについて、認知症疾患医療センター等と連携し支援できる体制を構築します。
就労に関する支援	県認知症疾患医療センターの支援を得ながら、認知症になっても就労が継続できるよう支援を行います。

施策３　在宅介護支援の充実

〔施策のねらい〕	➢ 必要な介護サービスの確保･充実が図られるよう､地域密着型サービス事業所の誘致･指定を進めるとともに､居宅サービス事業所への働きかけを行います。 ➢ 介護離職ゼロに向けて、介護者の負担を軽減するための取り組みを継続します。

〔取り組み内容〕

事業No.	事業名	実施指標	現状値(令元)	目標値(令5)
３－１	地域密着型サービスの確保･提供	事業者連絡会 出席率 〔事業者出席率〕	75%	90%
３－２	居宅サービスの確保･提供	主な介護者の介護離職の割合 〔サービス利用調査〕	15.3%	10%
３－３	家族介護者への支援	介護用品購入費 助成率 （助成者数／要介護度４･５中の対象者）	58% 10月末現在	70% 10月末現在
３－４	一時的に休息できる環境づくり	緊急時のための 居室確保数	１室	１室

〔成果指標〕

指標項目	現状値(令和元年度)	目標値(令和5年度)
介護サービス利用に対する不満（介護を行ううえで困っていること）が「特にない」人の割合 〔サービス利用者調査結果より〕	8.1%	10.0%

	事業内容	具体的な内容
➔	利用状況等調査の実施	小規模多機能型居宅介護を含め、地域密着型サービスの利用状況等を把握します。
➔	事業者連絡会の実施	町内事業者を対象に連絡会を実施し、課題の共有や情報交換、連携強化を図ります。
➔	広報等による周知	介護職の業務内容と就職などのセミナー等について、広報等を活用し、周知を行います。
➔	ケアマネジャーへの情報提供	制度改定や給付特例について、ケアマネジャーに対して情報提供を行います。
➔	介護マーク普及事業	介護者が周囲からの偏見や誤解を受けることがないよう、介護マークを普及させます。
➔	介護用品購入費助成事業	在宅の要介護認定者を介護する人に対し、介護用品購入費用の一部を助成します。
➔	介護者お元気訪問	介護者の不安･負担感の軽減を図るため、訪問による相談･指導を行います。
➔	介護者友の会「ひまわり」	介護者の精神的負担の軽減を図るため、定期的な介護家族会を開催します。
➔	介護休暇にかかる広報･啓発	介護休暇の取得を促進するため、広報やホームページ、町企業訪問等を活用し、啓発を行います。
➔	事業所との連携	事業所との連携を強化し、緊急時における協力依頼ができる体制を整えます。
➔	広報等による周知	介護者の負担軽減のためのショートステイ等のサービスについて、広報や窓口等で周知します。

施策４　医療・看護・介護の連携強化

〔施策のねらい〕	➢ 希望する人ができる限り在宅で暮らし続けられるよう、医療･看護･介護の「顔の見える関係」を構築し、連携を強化します。 ➢ 希望する人が在宅での看取りを実現できるよう、在宅医療に関する広報･啓発を進めるとともに、相談体制の充実を図ります。

〔取り組み内容〕

No.	施策の方向	実施指標	現状値(令元)	目標値(令5)	
４－１	在宅医療･看護･介護の連携体制の構築	利用者の病状等について医療と連携をとっている介護支援専門員の割合 〔ケアマネジャー調査結果より〕	95.3%	98%	➔ ➔
４－２	在宅医療･看護･介護にかかる相談体制の整備	在宅医療･看護･介護にかかるケアマネジャーからコーディネーターへの相談件数	94件	105件	➔
４－３	在宅看取り､在宅医療の普及・啓発	人生の最期を迎えたい場所がイメージできる65歳以上の人の割合 〔介護予防･日常生活圏域ニーズ調査結果より〕	73.4%	80.0%	➔ ➔

〔成果指標〕

指標項目	現状値(令和元年度)	目標値(令和5年度)
ターミナルケアの状態の人が、希望により最後まで在宅で療養することが実現可能とする回答率 〔ケアマネジャー調査より〕	41.9%	50%

	事業名	事業内容
➔	在宅医療福祉仕合わせ検討会の活用による情報共有、研修機会の構築 拡	在宅医療福祉仕合わせ検討会を活用し、在宅医療･介護連携にかかる資源把握や課題抽出とともに、関係者の情報共有と研修機会の構築に努めます。
➔	医歯薬連携会議の活用による多職種連携の推進の提供体制の構築 拡	医歯薬連携会議を活用し、多職種連携の推進に努めます。
➔	在宅医療･介護連携に関する相談窓口の充実	医療･看護･介護関係者の連携を支援するコーディネーターの設置とホームページ等の充実により、在宅医療･介護連携にかかるケアマネジャー等からの相談機会を充実させます。
➔	意思表示方法の周知	圏域で依頼できる「花かたばみの会」等を活用し、在宅看取りや「終活」等をわかりやすく啓発します。
➔	「人生会議(ＡＣＰ)」等の啓発 新	国が提唱する「人生会議(ＡＣＰ：アドバンス･ケア･プランニング)」についての啓発を行います。

施策５　地域における生活支援・見守り体制の充実

施策のねらい	➢ 住み慣れた地域の中でお互いに助け合い、支え合う関係の再確認･再構築を図ります。 ➢ 支援を必要とする人に対する普段からの見守り活動を充実させ、いざというときにも安心できる体制を整えます。 ➢ 高齢になっても住み慣れた地域において日常生活を維持できる環境を整えます。

〔取り組み内容〕

No.	施策の方向	実施指標	現状値（令元）	目標値（令5）
５－１	地域共生社会づくりの推進	地域支援会議開催回数	３回	３回
５－２	買物や食事等日常生活の困りごとに関する支援	買い物支援や配食サービスの相談件数	―	30 件
５－３	日常的な見守り活動の充実	緊急通報システム設置件数	36 件	55 件

〔成果指標〕

指標項目	現状値(令和元年度)	目標値(令和5年度)
65歳以上支援サービス利用者数 （※食の自立支援、買物支援、緊急通報システム等の支援事業利用者実人員）	53人	95人

事業名	事業内容
「地域共生社会」に関する広報･啓発 新	「地域共生社会」の実現に向け、地域福祉に対する意識を高めるための広報･啓発を充実させます。
地域支援会議の開催	生活支援が必要な人を地域で支えるため、地域支え合い活動の促進にかかる取り組みを進めるため地域支援会議を開催します。
地域高齢者助け合い事業	地域での助け合い事業を実施する集落に対し、ノウハウ提供などの支援を行います。
買物支援サービスの情報提供	民間事業者による買物支援サービスの内容・費用等を把握し、必要な方への情報提供を行います。
食の自立支援事業	在宅の要援護高齢者および重度身体障がい者等に対し、安否確認を兼ねた配食サービスを実施します。
生活支援体制整備事業	高齢者の日常生活の困りごとを解消するため、生活･介護支援サポーターによる生活支援を実施します。
生活支援体制整備におけるコーディネーター･協議体の設置 拡	必要な生活支援を把握するとともに、その開発･コーディネートのための取り組みを進めます。
見守りヘルパー派遣事業	一人暮らし高齢者または高齢者のみの世帯を訪問し、安否確認とともに、健康診断・予防接種などの情報提供や特殊詐欺などの注意喚起を行います。
緊急通報システム設置事業	緊急通報システムについて啓発を行うとともに、必要な世帯への設置を進めます。
愛荘町ふれあい収集事業	高齢者のみの世帯や障がい者のみの世帯を対象に、安否確認を兼ねた個別訪問によるごみの収集を行います。

〔取り組み内容〕

No.	施策の方向	実施指標	現状値(令元)	目標値(令5)	
５－４	防災・防犯対策の強化	町内における 避難訓練を実施 している事業所数 ※町防災担当課と 連携のもの	０カ所	３カ所	➔ ➔ ➔ ➔ ➔
５－５	移動手段の確保	「愛のりタクシー」 延べ利用者数	8,766 人	9,000 人	➔ ➔ ➔ ➔
５－６	安心して暮らせる住まい づくりの支援	専門職による 住宅改修内容の 評価実施率	100%	100%	➔ ➔ ➔
５－７	介護保険以外の入所･入居 施設の確保				➔

事業名	事業内容
愛荘町犯罪多発警報・交通事故発生警報の発令に関する事業	特殊詐欺をはじめとする犯罪や交通事故が多発し、連続発生した場合の情報提供を行います。
防災啓発事業	災害時における防災･減災対策の充実･強化を図るため、研修会の開催や訓練指導等を実施します。
災害時要配慮者支援事業	避難行動要支援者を把握するとともに、支援者を設定し、災害時における避難支援等を行います。
高齢者等に対応した避難所の確保 拡	福祉避難所等、配慮を必要とする人の避難所および災害用備蓄品を確保するとともに、避難所における感染症対策の徹底を図ります。
施設等における災害時対策の促進 新	介護施設等における防災対策や避難対策などの備えがなされるよう、対策の構築を促すとともに、対策構築のために必要な支援を行います。
愛のりタクシー事業	利便性を高めるため、事業の見直しを行うとともに、利用方法等の周知を行い、利用を促進します。
愛荘町高齢者通院支援助成事業	自ら運転のできない低所得の高齢者に対し、通院に必要な交通費の一部を助成します。
運転免許証返納者への支援	運転免許の自主返納を促すとともに、返納者に対する支援を行います。
移動支援にかかる検討 拡	高齢者の移動にかかるニーズを踏まえ、必要な支援がなされるよう全庁的に検討を進めます。
介護保険住宅改修事業	介護保険制度による住宅改修を適切に活用してもらうため、広報･啓発を行います。
施設・居住系サービスに関する情報提供	介護保険制度における施設･居住系サービスの周知と、その空き状況に関する情報提供を行います。
有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅の実態把握 新	有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅の設置場所、定員、運営状況などにかかる実態を把握し、県との情報連携を図ります。
養護老人ホーム等への入所措置	在宅で日常生活を送ることが困難な高齢者に対し、養護老人ホーム等への入所措置を行います。

施策６　生きがいづくりと余暇活動の充実

〔施策のねらい〕	➢ 生きがいを持ち続けられるよう、住民どうしの交流の場、および活動･活躍の場づくりを進めます。 ➢ 高齢者の活動が地域での支え合いの原動力となるよう、生活支援のコーディネートを進めます。 ➢ 高齢者が培った知識と経験、技術を生かしながら、働くことを通じて生きがいを求め、いつまでも地域社会の担い手として活躍できる環境づくりを推進します。

〔取り組み内容〕

No.	施策の方向	実施指標	現状値(令元)	目標値(令5)
６－１	地域における居場所づくり	「通いの場」の数	19 カ所	25 カ所
６－２	生活･介護支援サポーターによる活動の促進	生活･介護支援サポーター活動率	25%	29%
６－３	ボランティア活動の促進	ボランティアセンター登録者数	513 名 社会福祉協議会より	600 名 ※令和６年度目標 地域福祉計画より
６－４	シルバー人材センターの活動支援	シルバー人材センター延べ就業者数	20,340 人/年 実績報告より	25,000 人/年
６－５	老人クラブの活動支援	老人クラブ会員数 (未加入クラブ含む)	2,502 人 実績報告より	2,600 人

〔成果指標〕

指標項目	現状値(令和元年度)	目標値(令和5年度)
高齢者の幸福度(10点満点) 〔介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果より〕	14.1%	15.0%

	事業名	事業内容
➔	ふれあいサロン助成事業	身近な地域における「通いの場」としてのふれあいサロン活動の活発化に向けた助成を行います。
➔	居場所づくりの必要性の周知	出前講座などの機会を活用し、居場所づくりの必要性を周知します。
➔	生活･介護支援サポーター養成事業	住民主体によるサービスの担い手を養成するため、生活･介護支援サポーター養成講座を実施します。
➔	生活･介護支援サポーターフォローアップ講座	サポーター活動を継続的に支援するため、フォローアップ講座による情報提供や研修を実施します。
➔	生活･介護支援サポーター連絡会	必要な生活支援につなげるため、サポーターによる定期的な話し合いの場を設けます。
➔	ボランティアセンター事業	町社会福祉協議会のボランティアセンターを活用し、ボランティアの育成･支援を促進します。
➔	地域支え愛ポイント制度	ボランティアへの意識づけとして、ポイント制度の普及･啓発を図ります。
➔	シルバー人材センター運営事業	高齢者の労働力の活用と就業機会の増大を通じて、高齢者の生きがいにもつなげるため、職業能力開発や就業相談などを含めたシルバー人材センターの運営を支援します。
➔	シルバー人材センター活動の情報提供	シルバー人材センターの活用が図られるよう、センターについての情報提供を支援します。
➔	老人クラブ活動支援事業	高齢者どうしの交流と生きがいづくりが図られるよう、老人クラブ活動を支援します。
➔	老人クラブの魅力向上に向けた支援	単位老人クラブの会員確保に向けて、クラブについての情報提供を支援します。

施策７　包括的な支援体制の構築

〔施策のねらい〕	➢ 地域包括支援センターを中心とする包括的な支援体制を構築するため、体制の強化を図るとともに、関係機関や地域との連携を強化します。 ➢ 高齢者の尊厳と権利を守るため、判断能力が乏しい人に対する権利擁護を推進するとともに、虐待の未然防止を図ります。

〔取り組み内容〕

No.	施策の方向	実施指標	現状値（令元）	目標値（令５）
７－１	総合相談体制の充実	総合相談件数 （来所･訪問･電話）	3,612 件	3,980 件
７－２	権利擁護と成年後見制度の利用支援	成年後見制度 町長申立て 利用件数	０件	３件

〔成果指標〕

指標項目	現状値（令和元年度）	目標値（令和５年度）
複合的な相談に対し、包括的に対応したケース件数（※地域包括支援センターが関与し、５機関以上が参画した会議数）	―	５件

	事業名	事業内容
➔	総合相談事業	地域包括支援センターを中心とした介護等に関する総合的な相談体制の充実を図ります。
➔	情報発信事業	介護サービスや保健福祉事業に関する情報提供の充実を図ります。
➔	複合的なニーズに対する支援 新	高齢者、障がい者、子育て、生活困窮など、制度の狭間にある複合的な問題に対して相談･支援ができる態勢づくりを検討します。
➔	成年後見制度、地域福祉権利擁護事業の周知	広報や出前講座の機会や「彦愛犬権利擁護サポートセンター」を活用し、制度や相談窓口の周知、啓発を行います。
➔	町長申立ての実施	成年後見制度の利用が必要であって、親族による申立てが期待できない場合など、必要に応じて町長申立てを実施します。
➔	成年後見制度利用促進にかかる中核機関の整備 新	「彦愛犬権利擁護サポートセンター」を中核機関とし、成年後見人制度の利用促進を図ります。
➔	成年後見制度にかかる相談事業 新	「彦愛犬権利擁護サポートセンター」を活用し、成年後見制度等の利用についての相談機会を充実します。
➔	受任調整 新	「彦愛犬権利擁護サポートセンター」を活用し、家庭裁判所が適切な後見人を選任できるよう、受任者調整（マッチング）等の支援を行います。
➔	地域福祉権利擁護事業等関連制度からのスムーズな移行 新	「彦愛犬権利擁護サポートセンター」を活用し、地域福祉権利擁護事業から成年後見制度へ移行することが望ましい者について、社会福祉協議会等関係機関と連携し、円滑な移行等を進めます。
➔	成年後見人等への支援 新	「彦愛犬権利擁護サポートセンター」を活用し、成年後見人等が日常的な相談や支援を得やすい体制を整備します。家庭裁判所と地域のネットワークが連携・協働するしくみを構築します。
➔	成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用にあたり、町長申立てを行う者のうち、必要となる費用を負担することが困難である者に対し、助成を行います。

〔取り組み内容〕

No.	施策の方向	実施指標	現状値(令元)	目標値(令5)
7－3	虐待の防止	高齢者虐待防止 啓発回数 〈出前講座〉	4件	10件
7－4	地域ケア会議の開催	地域ケア会議の 開催回数	3件	6件
7－5	多職種連携、関係機関との 連携の強化	事業者連絡会 出席率 (地域包括支援 センター職員)	—	100%
7－6	地域との連携の強化	地域支援会議への 地域包括支援 センター職員の 出席回数	—	3回

事業名	事業内容
相談場所や通報義務の周知	広報や出前講座の機会を活用し、通報・相談窓口および通報義務の周知、啓発を行います。
高齢者虐待防止ネットワーク会議	高齢者虐待防止にかかわる地域の関係機関等の連携･協力体制を整備し、意見・情報交換を行います。
高齢者虐待対応マニュアルに沿った虐待対応	虐待事案が発生した場合には、虐待対応マニュアルに沿ってコア会議、サポートチーム会議を開催するなどの対応を図ります。
地域ケア推進会議	多職種による地域ケア推進会議を開催し、個別ニーズから地域課題を抽出し、施策提案へとつなげます。
自立支援型ケア会議 新	介護予防サービスのアセスメントを通じて効果的な自立支援につなげられるよう、専門職の参画を得ながら自立支援型ケア会議を開催します。
ケアマネジャーへの支援	困難ケースなどの共有やケアプラン点検などを通じ、ケアマネジャーへの支援に努めます。
事業者連絡会の実施	町内事業者を対象に連絡会を実施し、課題の共有や情報交換、連携強化を図ります。
医歯薬連携会議の活用	医歯薬連携会議を活用し、医療関係機関との連携を強化します。
地域支援会議等の活用	地域支援会議等の機会を活用し、民生委員児童委員協議会をはじめとする地域の関係機関・協力団体との連携を強化します。
生活支援コーディネーターによる連携強化 新	生活支援コーディネーターの活動を通じ、地域との連携、地域への支援の充実に努めます。